「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再 就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある 法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

【国家公務員法等の規定】

国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号

独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員 法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号

職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条

特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号) 第 18 条

職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条

特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第84号)第8条

[本件連絡先]

電 話 03-3700-2777

FAX 03-3700-5591

電子メール info@seitai.org